

理 由

特許権等の侵害に係る訴訟に関する裁判所における手続の一層の充実及び迅速化を図るため、当該訴訟に関する必要な学識及び実務能力を有する弁理士がその訴訟代理人となることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。